平成２２年（フ）第８０７５号
大阪府東大阪市旭町５番８号
債務者　平野　桂子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３６５号
大阪市生野区林寺２丁目26番19号　メゾン・グレース・ケイ林寺501
債務者　清水　祐次
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４６１号
大阪市浪速区稲荷２丁目７番13―407号
債務者　後藤　庸太
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４６２号
大阪府茨木市中穂積３丁目16番17―209号
債務者　白神　喜子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５７３号
大阪府門真市舟田町15番29号
債務者　池田　政人
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５７４号
大阪府門真市舟田町15番29号
債務者　池田　智恵
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６０５号
大阪府八尾市恩智中町２丁目313番地　恩智グリーンハイツ103号
債務者　山田　純慈
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６０６号
大阪府八尾市恩智中町２丁目313番地　恩智グリーンハイツ103号
債務者　山田　清美
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６２３号
大阪府枚方市招提南町３丁目19番１―305号
債務者　横地　岩男
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６７０号
大阪府八尾市山城町３丁目９番９号
債務者　坂本　亜紀（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６８９号
大阪市東淀川区豊里５丁目16番４―204号
債務者　小林　一士
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７８９号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―828号
債務者　石田　功一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８５２号
大阪府八尾市上尾町３―50―１　エクセル南野205号、住民票上の住所大阪府東大阪市大蓮南５丁目１番31号
債務者　今田　雄太
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６２号
大阪府枚方市交北１丁目１番３―21号
債務者　丸井　正信
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２１号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―1326号
債務者　寺田　　実
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４号
大阪府東大阪市喜里川町５番３号
債務者　藤井　宏子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１０号
大阪市浪速区恵美須東１丁目４番21号　コーポサーティワン401号
債務者　石原　照久
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５号
大阪府四條畷市北出町21番18号
債務者　山内　加代
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部